

# 相良村

## 男女共同参画計画(第2次)

「一人ひとりが尊重され、自分らしく生きられるむら」

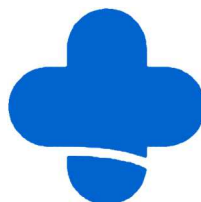
### 「男女共同参画社会」とは

「男女共同参画(だんじょきょうどうさんかく)」とは、単に男女が共に活動に参加するだけでなく、方針の決定・企画に加わるなど、より主体的・積極的に関わっていくことを表します。

そして、社会のあらゆる分野で男女が共に参画し、均等に利益を享受できる「男女共同参画社会」の形成は、世界的に重要な課題とされており、日本でも男女共同参画社会の形成に向けた取組が行われています。



令和4年3月  
相良村



# 相良村男女共同参画計画(第2次)を策定しました

## ■ 計画策定の背景と目的

国は、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成促進に関する施策を推進することとし、市町村に対しては「市町村男女共同参画計画」の策定を求めています。

相良村では、平成19年に、男女共同参画社会の推進に関し村民の意見や要望を聞く場として「相良村男女共同参画社会推進懇話会」を設置、平成24年に「相良村男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け施策を推進してきました。

近年、経済上の困難に陥りやすい女性の増加や、就業環境整備促進の必要性など新たな課題が生じています。これに対し、国は、「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、女性が活躍できる社会の実現をより強力に推し進めることとしています。

この度、これらの現状を踏まえ、相良村の男女共同参画施策を見直し新たな施策を推進することを目的として、「相良村男女共同参画計画(第2次)」を策定しました。

## ■ 計画の基本目標

### 一人ひとりが尊重され、自分らしく生きられるむら

本計画では、男女共同参画社会の趣旨や本村を取り巻く現状を踏まえ、「一人ひとりが尊重され、自分らしく生きられるむら」を計画の基本目標としました。この基本目標の下に、男女共同参画に関する取組を推進し、すべての住民が、相手の権利や考えを尊重しあい、性別にとらわれることなく、あらゆる場に参画することで、誰もが自分らしく活躍でき、いきいきと暮らせるむらを目指します。

また、この基本目標の達成のために、5つの重点目標を設定しました。

## ■ 本計画の位置づけと期間

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定しました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(通称：DV防止法)」に定める「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(通称：女性活躍推進法)」に定める「市町村推進計画」を包含する計画として策定しました。

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等により変更が必要となる場合は、適宜見直しを行います。

## 重点目標 1

# 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画について学び、人権尊重の意識を持つことが重要となります。男女共同参画についての正しい理解を促進するための周知・啓発や、男女共同参画教育を推進し、すべての人の人格と権利を尊重する意識の向上を図ります。

### (1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進

#### 【主な施策】

- 男女共同参画に関する広報・啓発
- 様々な機会を通じた意識啓発
- 村職員への研修等の実施 等

### (2) 男女共同参画教育の推進

#### 【主な施策】

- 学校における男女共同参画教育の実施
- 人権教育・学習の推進 等

## 重点目標 2

# 男女が共に参画する社会づくり

施策・決定過程への女性の参画の推進、家庭への男性の参加促進、地域での男女共同参画の推進など、様々な面での男女共同参画を推進し、男女が共にあらゆる分野に参画し活躍する社会づくりに努めます。

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

#### 【主な施策】

- 村の審議会等における女性委員の積極的登用
- 村の管理職等への女性登用
- 女性のエンパワーメント(※1)を目的とした研修の充実

### (2) 家庭における男女共同参画の推進

#### 【主な施策】

- 男性の家事・育児・介護等への積極的な参加の促進

### (3) 地域における男女共同参画の推進

#### 【主な施策】

- 様々な分野における企画立案・方針決定の場への女性の参画推進
- 地域活動に携わる人材の育成
- 女性が主体となる場の活動支援 等

### (4) 防災・災害対策における男女共同参画の推進

#### 【主な施策】

- 安心して避難できる避難所環境の整備
- 防災や復興に関する計画への女性の参画推進
- 女性消防隊活動の推進 等

※1 エンパワーメント：「力をつけること」の意味。この場合は、自分の意見を述べたり社会に働きかける力や、そのための知識や能力を身につけることを指す。

※2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。カップルと個人が、子どもの数や出産時期を決める自由と権利を持つという考え。

※3 DV（ドメスティック・バイオレンス）：女性、子ども、高齢者などの家庭内弱者への「継続的な身体的、心理的虐待、性的虐待など」を指す。

### 重点目標3

## 健康で安心して暮らせるむらづくり

誰もがその個性と意思のもとに能力を発揮し活躍するためには、心身共に健康であることと、安定した生活を送ることが前提となります。生涯を通じた心と体の健康づくりを推進するとともに、性別や年齢を超えた幅広い支援の充実に努めます。また、様々な事情や課題を抱えた人も含めて、すべての人が安心して暮らせるように、生活環境の整備を図ります。

#### (1) 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進

##### 【主な施策】

- 性差等を踏まえた健康の保持・増進
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（※2）についての知識の普及

#### (2) 誰もが安心して暮らせる生活環境の整備

##### 【主な施策】

- 誰もが安心して暮らせる環境の整備
- 医療・介護保険サービス、障害福祉サービスの充実等

### 重点目標4

## 女性が活躍し男女が共に働きやすい環境づくり

活力ある社会の構築のためには、男女が共に仕事と生活が調和し、自分に合った働き方ができる環境づくりが重要となります。誰もが働きやすい環境づくりを推進します。

#### (1) 女性の活躍を支える環境の整備

##### 【主な施策】

- 多様な保育サービスの充実
- キャリア教育の推進

#### (2) 仕事と家庭・地域生活の両立支援

##### 【主な施策】

- 仕事と家庭の両立に向けた広報・啓発
- 長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、両立支援に向けた意識啓発等

#### (3) 働く場における男女共同参画の推進

##### 【主な施策】

- 農業分野における男女共同参画の推進
- 女性の新たな活躍の場の創出等

### 重点目標5

## 男女におけるあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）（※3）をはじめとする暴力の根絶は、男女共同参画社会実現のために達成すべき重要な課題です。暴力の未然防止や早期発見のための教育・啓発の推進、相談・支援体制の充実に努め、あらゆる暴力の根絶を目指します。

#### (1) 暴力の啓発に向けた教育・啓発の推進

##### 【主な施策】

- 暴力の根絶に向けた意識啓発
- 学校等でのDV等に関する教育の推進等

#### (2) 相談・支援体制の充実

##### 【主な施策】

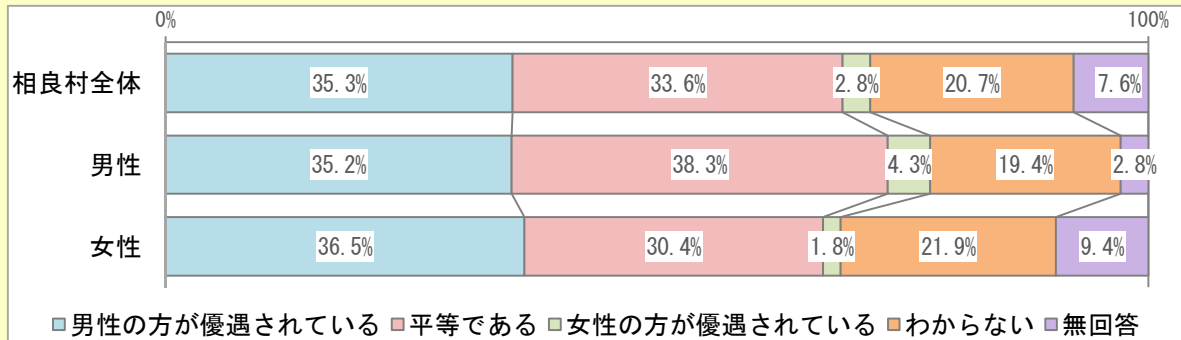
- 相談窓口の周知・相談対応の充実
- 被害者の保護・支援等

## 相良村の現状

～住民向けアンケート調査より～

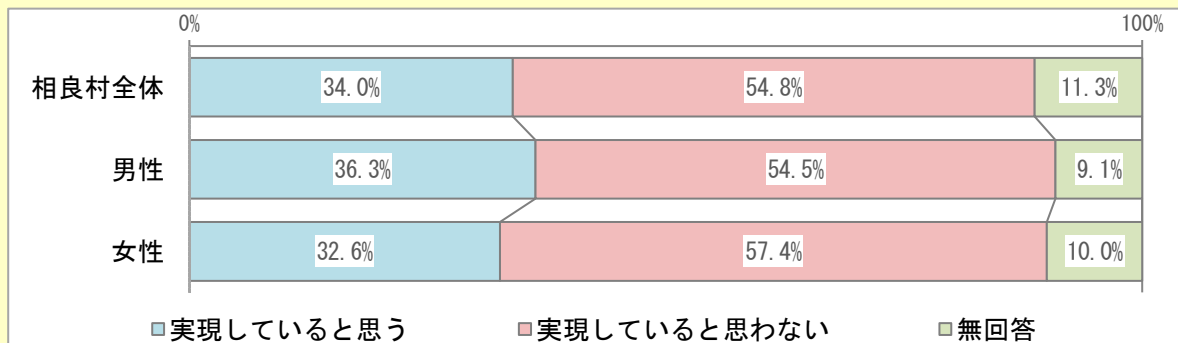
### (1) 男女の地位の平等感

男女の地位の平等感については、「男性の方が優遇されている」と感じる人が35.3%と、「平等である」、「女性の方が優遇されている」と感じる人の割合より高くなっています。



### (2) 男女共同参画社会の実現度

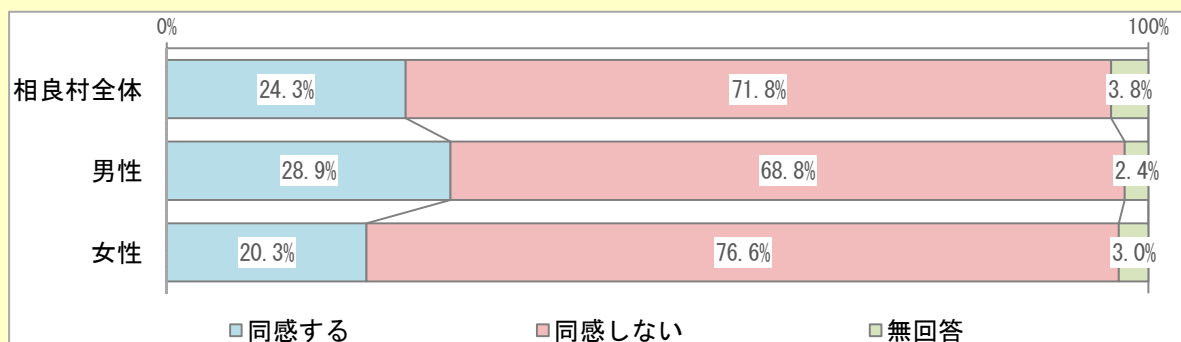
男女共同参画社会の実現度については、「実現していると思う」人が34.0%、「実現していると思わない」人が54.8%と、実現していると思わない人の割合が上回っています。



### (3) 固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）

固定的性別役割分担意識に「同感する」人は24.3%、「同感しない」人は71.8%と、同感しない人の割合が上回っています。

男女別でみると、「同感する」人の割合が男性で28.9%、女性で20.3%と、男性が8.6ポイント上回っており、男女間での意識の差が見られます。



## ■ 計画の数値目標

本計画を実効性のあるものとするため、数値目標を設定し、進捗管理を行います。

項目	現状	目標 (令和7年度)
「男女共同参画が実現していると思う」 村民の割合 (出典:アンケート調査)	34.0%	50.0%
「『相良村全体で』男女の地位が平等に なっていると思う」村民の割合 (出典:アンケート調査)	33.6%	50.0%
女性公務員の課長職相当の登用割合 (令和2年度)	22.2% (2人/9人)	32.0%
委員会等の女性委員の登用割合 (令和2年度)	17.4%	30.0%
審議会等の女性委員の登用割合 (令和2年度)	13.6%	20.0%
自治会長における女性の登用人数 (令和2年度)	1人	3人
家族経営協定締結農家戸数 (令和3年度)	22戸	30戸

### 相談窓口・問い合わせ等

- 熊本県男女共同参画室『らいふ』 電話相談 ☎096-333-2666  
・ 人権やDV、職場での男女共同参画等に関する各種相談
- 相良村役場 総務課 ☎0966-35-0211  
・ 相良村男女共同参画計画全般に関する問い合わせ
- 相良村役場 保健福祉課 ☎0966-35-1032  
・ 健康に関する相談 ・ DVに関する相談



### 相良村男女共同参画計画【概要版】

発行：相良村 総務課

〒868-8501 熊本県球磨郡相良村大字深水 2500-1

電話 0966-35-0211